

除去土壌の処分に関する検討チーム会合
(第2回)

平成29年12月19日

環境省

除染チーム

午後1時00分 開会

○奥山除染業務室長：それでは、定刻となりましたので、ただいまから除去土壌の処分に関する検討チームの第2回会合を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私、本日の司会を務めます、環境省環境再生・資源循環局の除染業務室長をしております奥山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、環境省環境再生・資源循環局長の縄田からご挨拶をいたします。

○縄田環境再生・資源循環局長：局長でございます。

委員の先生方、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

さて、前回9月の第1回会合におきましては、埋立処分を行う場合の安全確保について、さまざまなご意見、ご議論をいただきまして、そして、また実証事業を行うということもご決定いただいたと理解しております。本日は、この実証事業について、その実施の方法、そして、確認事項について私どものほうから提案させていただきましてご議論いただきたいと思っております。

また、もう1点、自治体などとコミュニケーション、これを緊密にとりつつ検討を進めるべきであるというご指摘もいただきました。これについても、どのように取り組むかということをご報告、ご提案させていただいてご議論いただきたいと思っております。

本日は、さまざまなご専門の立場から忌憚のないご意見をまたよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○奥山除染業務室長：次に、本日の出席状況でございます。委員の皆様には6名全員のご出席をいただいております。環境省側の出席者につきましては、座席表をご参照ください。それぞれのご紹介については割愛させていただきます。

それでは、報道関係の方におかれましては、ここでカメラ撮りを終了していただくようお願いいたします。

では、以降、着席してご説明を失礼いたします。

まず、環境省におきましては、環境負荷低減の観点から、会議のペーパーレス化の取組を推進しております。当検討チーム会合におきましても、本日はお手元のタブレット端末を用いて資料のご説明をさせていただきます。

タブレット端末の操作の説明と資料の確認を簡単にさせていただきます。

本日の議事次第及び資料の一式につきましては、このタブレット端末にPDFファイルで保存してございまして、既に全てのファイルが開いた状態になっております。資料につきましては1と2、それから、参考資料が1から6までございます。画面の上のほうに出ておりますPDFのタブからご希望の資料を選択してご覧いただけます。または下に並んでいるアイコンのうち赤い四角がついているPDFのアイコンを押していただくとリストが出ますので、そこから選択していただくか、どちらかからご覧いただくようお願いいたします。

現時点で端末の操作に支障がないか、あるいは説明資料が全てそろっているかどうかご確認いただければと思います。よろしいでしょうか。

なお、本タブレット端末にファイルへの書き込み等はできない仕様になっておりますので、お手数でございますが、メモ等はお手元の用紙をご利用いただければと思います。

その他ご不明な点がありましたら、事務局の、後方のほうに担当がおりますので、途中でも適宜呼びつけください。よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の進め方についてご説明いたします。

本日の議事につきましては、議事次第にございますように、議題としましては、除去土壌の埋立処分の実証事業について、こちらをご議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは早速、議事に移らせていただきます。ここからの進行は甲斐座長をお願いいたします。

○甲斐座長：甲斐でございます。

それでは、早速ですが、議事を進めてまいります。

まず、議題1でございますが、除去土壌の埋立処分の実証事業についてということで、事務局から資料2の説明をお願いいたします。

○吉田参事官補佐：それでは、資料2の説明に参ります。参事官補佐の吉田でございます。よろしくをお願いいたします。座ったままで説明させていただきます。

まず、お手元のタブレットの資料2を開いていただければと思います。まず、最初に資料2の項目1から4、ページ数にしますと13ページ目までが実証事業に係る内容になっておりますので、そちらについて、まず説明差し上げたいと思います。その後、後半の議論は分けて行えればと思っております。

では、まず資料2を開いていただきまして、表紙のところを飛ばし、資料の1ページ目

を見ていただければと思います。こちらは前回議論いただいた内容のおさらいになるところですが、本検討チームにおいては、まず、市町村が適切に管理している除去土壌の埋立処分を行うということを選択した場合に、管理をちゃんとしたまま埋め立てるということについて、どのような方法で行えば安全に処分できるかということについてご議論いただいております。今後、実証事業を通じて管理の安全性について確認を行うということで議論を進めております。

続きまして、資料の2ページ目に行っていただければと思います。資料の2ページ目ですが、こちらでは、その実証事業に関しまして、目的と事業内容の概要を記載しております。まず、本実証事業の目的としましては、福島県外の汚染状況重点調査地域において保管されている除去土壌の処分に関しまして、その埋立処分に伴う作業や周辺環境への影響等を確認することを目的として実施することを予定しております。

事業内容に関しましては、福島県外において保管されている除去土壌を対象に、約数百から数千 m^3 を想定しているところがございますが、埋め立てを実際に行って安全性の確認を行うということを予定しております。その際の測定項目ですとか、また、第1回検討チームでいただきましたご議論を踏まえて、事業実証に関して本日ご議論、ご意見いただければと考えております。

次のページに行っていただきまして、3ページ目に実証事業の概要になります。こちらでは実証事業の流れを概要として記載しております。まず、実証事業の流れとしましては、現在保管している保管場所から除去土壌を搬出いたしまして、実証場所での受け入れ、そして、実証場所で埋め立ての作業、そして、覆土を30cm程度行うということを行います。

また、埋立終了後におきまして、周辺環境への影響のモニタリングですとか、また、地下水、浸透水への放射性物質の移行について評価するということを考えております。

具体の測定の項目につきましては、次の4ページ目をご参照いただければと思います。4ページ目におきまして、イメージ図とともに具体的な測定項目について記載しております。まず、受け入れのイメージ図でございますが、4ページ目のところにありますように、まずは受け入れた段階で性状を確認しようと考えております。その性状の確認を行う中、開いて見るとともに、放射能濃度の測定をサンプル的に行って内容物の把握ということを行う予定でございます。その後、保管容器から取り出して、穴を掘ったところにその除去土壌を埋めていくという作業を行います。また、その埋立作業において、作業員の被ばく線量ですとか、また、大気中の放射能濃度（ダストサンプリング）を行うということで考

えております。また、浸透水への影響を評価するために、埋め立て時から下のほうに不透水層を設けまして、そこにたまる水の採取ということも行う予定でございます。また、あわせまして、敷地境界で空間線量率の測定と大気中の放射能濃度測定（ダストサンプリング）を行うということをご予定しております。

次の5ページ目に行っていただければと思います。5ページ目におきましては、埋立作業が終わった後のイメージ図を載せております。埋立作業が終わった後、定期的にその現場に行きまして、空間線量率の測定、また測定者の被ばく線量、また定期的に浸透水の放射能濃度を測定するということをご予定しております。さらに、敷地境界におきまして、空間線量率、こちらにもまたダストサンプリングを行うということで考えております。

次の6ページ目でございますが、先ほどのイメージ図で説明しました各項目における測定を、各流れにおいて時点で整理いたしました。受け入れ時におきましては、除去土壌の性状判断、作業上の放射線安全、また周辺環境の安全等、時系列に並べておりますので、こちらは簡単に説明させていただければと思います。

次の7ページ目を見ていただければと思います。7ページ目以降、前回検討チームの第1回の会議をまた整理させていただいております。まずは第1回の会議でありましたが、前提として、基本的な考え方を7ページ目に記載させていただいております。基本的には平成23年6月に原子力安全委員会が示しました「当面の考え方」を参考に、被ばくに関する安全性について検討を行うということで進めております。

具体的に安全性について記載しておりますのは、①②のさらに下のところに記載がございますが、埋立処分の実施に当たっては、管理期間中に周辺住民の年間追加被ばく線量が1 mSvを超えないことが必要、また、作業者の受ける線量についても可能な限り1 mSvを超えないことが望ましいとの記載が「当面の考え方」にございますので、それを参考に検討を現在進めているところでございます。

続きまして、8ページ目になります。こちらから具体的な前回ご議論いただきました項目と、それに関していただきましたご意見、また、それに対応する実証事業での検証の項目について整理させていただいております。

まず、(1) 管理に関しまして、放射能濃度による取り扱いに関して記載してございます。こちらに関しましては、前回ご議論させていただきまして、主な意見としましては、放射能濃度が福島県外においては比較的低く、また、外部被ばく線量についてもあまり大きなものとはならないと考えられると。また、地下水等からの内部被ばくについても、科

学的知見に基づけば極めて小さいレベルになるということでご議論いただいたところでございます。また、特措法における除染以外の規則、電離則等の基準もちゃんと考慮する必要がありますということでご議論いただきました。

これに関しましては、実証事業におきまして、表面線量ですとかサンプル調査で除去土壌中の濃度を把握するとともに、埋立作業における作業者の被ばく線量等を測定することによって対応を考えております。

9 ページ目に試算を載せております。こちら埋立作業に伴う被ばく線量と埋立後の被ばく線量の最も保守的なケースにおける被ばく線量を評価して載せてございます。福島県外におけます除去土壌は全体でも33万 m^3 でございますが、こちらの評価におきましては、仮に40万 m^3 を1カ所に処分するという場合で試算しておりますので、最も保守的などということの評価させていただいております。その場合におきましても、埋立中におきましては、最も高い数値で、作業者の埋立中の被ばく線量が0.43mSvという試算になってございます。また、埋立後におきましては、最も高いものでありましても0.008mSvと、100分の1以下、さらに下のオーダーということで試算されております。

続きまして、次のページを見ていただければと思います。10ページ目、実証事業での確認事項の安全確保の要素に関しまして、飛散、流出の防止と開口部の閉鎖について記載しております。開口部の閉鎖に関しましては、30cm覆土を行うことによって放射線量を98%遮蔽できるという知見もございまして、また、除染関係ガイドラインにおきましては、保管に当たり覆土を30cm以上の厚さにすることを推奨しております。このような背景から、今回の実証に当たっては、覆土厚を30cmに設定して、実際の被ばく線量、また飛散、流出の有無について確認を行うということで考えております。

また、敷地境界でのダストサンプリングと空間線量の実施に関しまして、空間線量率は作業中一日1回程度実施するというように考えております。また、ダストサンプリングに関しましては、週ごとに作業中の連続的なサンプリングを実施いたしまして評価することによって考えております。また、埋立作業終了後は、同様のサンプリングを1カ月に1回程度というように定期的に行うことを考えております。

次、11ページ、安全確保の要素の(2)を見ていただければと思います。11ページにおきましては、周囲の囲い及び表示と、放射線量の測定及び記録について記載しております。周囲の囲いに関しましては、その処分者がわかる表示を行い、適切に維持管理を図ることが必要だと考えております。そのため、保管している場所におきましては、囲い等

を設け、そこに保管していることを明示する必要があると考えております。ただし、その上部を通行する等、上部で活動することに関しましても、追加被ばく線量の推計をいたしました結果、非常に低い推計、最も高いものでも0.0038mSv/年程度と推計されておりますので、上部の立ち入りまでは制限しなくてもよいのではないかと考えております。ただし、ここは適切に覆土が維持管理されるということが前提で議論する必要があると考えております。

第1回の検討チームにおきましては、放射線量の測定及び記録に関しましては、最初に決めた頻度、期間については、後で見直しができるような柔軟な制度設計が必要ということでご意見をいただいているところでございます。

この点に関しまして、実証事業におきましては、埋立場所及び境界での埋立作業中の空間線量率の測定、また、モニタリングにおける作業者の個人被ばく線量の測定ということで考えております。

次に、12ページ目、地下水汚染の防止に関しまして説明いたします。12ページ目では、地下水汚染を防止するための措置について記載しておりまして、地下水への移行というのは非常に小さいという、これまでの知見を踏まえて今後議論する必要があるということでご意見をいただいているところであります。そのため、基準としましては、地下水汚染を防止する措置、具体的には遮水シートの設置というものは必要ないということで案を提示しておりますが、この点、確認をするために、実証事業におきましては、浸透水を定期的に計測いたしまして、実際に地下水への移行がないということを実証事業で確認するということを予定しております。

サンプリングの期間でございますが、1週間に1回程度実施することを考えておりまして、台風等天候条件におきましては、何かあった際には都度、柔軟に採取するというところで考えております。

また、実際の採取期間でございますが、また、これは中間等で、また試験結果、採取状況を確認した上で決定いただければということで考えておりますけれども、予定としましては3カ月程度、これから雨の続く期間をちゃんと含む期間において採取して、十分な量がとれば3カ月程度ということで考えておりますので、この点についても、またご意見ありましたらいただければと考えております。

13ページ目のその他の項目に参ります。その他の項目に関しましては、収集・運搬、保管と同様に、生活環境の保全ですとか記録の保存ということが必要だと考えております。

この点については、実証と関わる点ではございませんので、その他というところで整理させていただきます。

以上、資料2の実証事業に係る部分について説明させていただきましたので、この点で一度ご意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○甲斐座長：ありがとうございました。ただいま実証事業の概要についてご説明をいただきました。

それでは、委員の先生方からご質問、ご意見などありましたら、よろしくお願いいたしますと思います。

どこからでも結構でございますので、まず、ご質問、どうぞ。

○武石委員：武石です。

第1回目、出席できなかったため議論に重複というか、とんちんかんなどところがあるかもしれませんが、確認も含めて質問とコメントをさせていただきたいと思います。実証事業ですが、これによって施行規則をつくられて、ほかの県まで水平展開されるということなので。実証事業といっても、その調査研究的な要素もあると思うので、できるだけたくさんデータをとって、将来の各市町村に展開するとき不安材料をなくすとか、また、そのときのデータが説明できる根拠をここで得るといようなことが大事だと思います。そういう観点でコメントをしたいんですが、一番最初の受け入れなんですけれども、表面線量率と抜き取りでサンプル土壌を採って実測すること。それで、表面線量率との関係を調べるというのは、これは非常に大事で、事故当時慌てて除染したはずなので、もしかしたら実際測ってみたら思ったより低いとか、そういう結果にもつながると安心材料にもなります。また、先ほどの1万Bqを超えるものも少ないながらあったということもありますので、ここは受け入れたときに空間線量率、表面線量率、何カ所かフレコンパックの周囲をぐるりと測り、それと中の土を測ってちゃんと相関図を得ていく。それから、もし変な相関が得られるようだったら、内容物に何かほかの土と違いがあるのかとかいうことも確認して、まじり物があるのかとか、そういうものを確認して、ちゃんとその裏づけをとって、その濃度と線量との関係を調べておいたほうが良いと思います。これが非常に大事なところだと思います。そうすれば、今後、線量だけでその濃度を推定する精度が上がるのではないかと思います。それが一つ。

それから、もう一つは、浸透水の測定なんですけれども、多分、雨が降らなければほとんど水が出ないと思います。行ったけれども水が溜まっていないということが起こるんで

はないかと思うんです。当然、台風とか大雨が降ったときには水が溜まると思うので、それでいいんですが、もし溜まらなかったら散水って書いてありますけれど、それが下に水が出るまで散水して強制的にデータをとるのかどうかというのが気になります。その際に注意しなきゃいけないのは、その少量の水が溜まると、当然、泥とか粘土の粒とかも、この浸透水用の柵、ベントナイトで作った柵だと思うんですが、そこに泥もたまると思うんです。それも合わせて吸い上げてしまうと、いわゆる水を測っているのか、泥もまじって測っているのか区別できなくなると思うんです。このときはろ過するとか、1回沈殿させて上水を測るとか、そういうちょっとした調査研究的な話なんですけど、そういうところも加味してデータをとっていただければと思います。そのまま測っちゃうと、泥、土は当然高いですから、高い濃度になって誤解を生むと思うんですね。この2点です。

○甲斐座長：ありがとうございます。実証事業において、きちんとしたデータを確保することで今後の水平展開に役立てていきたいと、いくべきであるということで、まず第1点が表面線量率とその土壌の濃度を小まめにとる、測定することによって、そういう濃度、将来、表面線量率という簡易な方法によって濃度を推定できればいいのではないかという第1点。第1点についてはいかがでしょうか。

○吉田参事官補佐：コメントありがとうございます。第1点のところは、もちろん実証の目的としましては、地域住民の安心できるためのデータを集めるという点もありますので、ご指摘いただいたように、受け入れのときに性状をしっかり把握するという点と、あと、特異値のようなものが出てきた場合には、そこについて個別にさらにあけてみて詳しく見るというようなことは行っていこうと考えております。

○甲斐座長：濃度が低くなってくると表面線量率だけの関係はなかなか難しい面もあるかと思うので、濃度が高いと、ある程度、表面線量との関係というのは出てきやすいと思います。そういった点も考慮して、丁寧にデータをとっていくということが必要だろうというコメントだと思います。

第2点は、浸透水を測定する場合はどうしても土壌とかまざってくるので、その辺りはどのように配慮していくのかということですが、いかがでしょうか。

○吉田参事官補佐：2点目に関しまして、水が出なかった場合は散水をしまして、ある程度強制的に採取できるということにしたいと思っております。ただ、そのときに水道ができたりですとか、また、泥が直接採取されないような工夫は必要だと思っております、採取したものをある程度沈殿させて水にどれぐらい溶けているものかというのを正確には

かるというのは施工の中で取り入れたいと思いますので、コメントありがとうございます。

○甲斐座長：はい。いずれにしても武石委員の大事なコメントでございますので、実証事業においてきちんとデータをとって水平展開できるようにしていこうというコメントでございます。ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか、先生方。

どうぞ、先生。

○新堀委員：今の浸透水のサンプリングに関してなんですが、サイトによっては不圧の地下水が、表層の近くまで上がってきている場合があります。その場合ですと、浸透枘は役目を何ら果たさない形になります。したがって、ここでは、一例としてこの様な方法が有り得ることを示したと思っております。その場所によって採水の仕方を考える必要があります、いずれの場合でもベントナイトの枘をつくるという話は妙なことが起こり得ます。その点については留意していただきたいなと思います。

○甲斐座長：ありがとうございます。その採水の仕方については、地域地域、場所による違いがあるので、そこは十分考慮するよということでございます。ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見、何でも結構ですが、どうぞ。

○武石委員：今の質問を受けてなんですが、その地下水が高いところとか、数m掘ったらすぐ地下水に当たるようなところに、実証事業をしてからの話だと思んですが、処理場をつくるということも考えておられるんでしょうか。あまり適地ではないような気がするんですが、どうでしょうか。

○甲斐座長：実証事業地の跡地をどうするかということですか。

○武石委員：ではなくて、実証事業としては、例えば水位の高いところ、先ほどおっしゃられたように地下水が上のほうにあって、処分土壌が浸かるような地下水の浅いところを選ぶのではなくて、地下水が大分深いところで実証事業をやるとして、実際にその展開をするときには、そういうところはあまりよくないよということにするのか、これは先走った意見なんですけども、気になったので。

○甲斐座長：はい。実証事業地の場所の選定についてのコメントかと思いますが、その辺りいかが、何か事務局は考えているでしょうか。

○吉田参事官補佐：まず、実証におきましては、浸透水が適切にとれる場所で行うことを

考えております。そこで、データが十分にしっかりとれまして、基準が策定できた後の話になるかと思いますが、その際の選定の条件等は、やはり地下水に行かないということ踏まえて、あとは流れていかないとか、その施工上、飛散・流出しないとかという観点と、ちゃんと放射性物質が移行しないということ踏まえて考えますと、そこまで制限する必要はないのかなとは思っておりますが、そこは地下水の状況を個別個別に見て、やはり基準を踏まえて判断していくのかなとは思っております。

○甲斐座長：はい。選定条件ということで、こういう土壌の特性から考えて非常に理想的なことを考えたいわけですが、なかなか現実問題もあるかと思しますので、その辺りどこで選定条件を絞っていくかということになるかと思っております。はい、ありがとうございます。先生、どうぞ。

○大迫委員：今の点なんですが、通常の廃棄物の処分場の場合は、その処分地が、例えば管理型埋立地をつくる場合には、立地が適切かどうかということ事前に行われるわけです。今回の場所が土壌から溶出してこないということが、もうかなりの蓋然性を持って考えられますので、たとえ地下水と接触したとしても問題になるということはほとんどないとは思いますが、今回の実証に関して言えば、先生方おっしゃるように、やはり地下水の水位が高いところではなかなか検証がしにくいところがあるので、そこは配慮が必要かなと思っております。

あと、実際にこういう除去土壌の処分地を今後この実証も踏まえて規則にする部分と、それから、ガイドラインも多分改訂されると思うので、ガイドラインの中でどういう立地の際の配慮をするとか、そういった中で書き込んでいくこともあるかと思っておりますので、一応、今回の実証場所についても、そういった立地条件という意味での情報も収集した上で、この実証を進めるということは結構重要ではないかと思っております。

○甲斐座長：よろしいですか。はい、どうぞ。

○新堀委員：関連しておりますが、私も同感でして、必ずしも水があるからといって直ちにその適地ではないということにはならないと私は思っています。むしろ今回、水位が非常に低いところでやったほうが良いなと思う観点ですが、この埋立土壌の透水性と、その周辺の透水性が違って、その埋立土壌のほうの透水性が非常に高いと、結果的に、水がそこにたまるような形になってくる。そうすると、その水位を見ていると、季節によっては水位が次第に上がってくる、また下がっていくようなことが繰り返されて起こること

もあり得ます。ただし、そこの実際の放射性物質をはかってみると、検出はできないということを実証できれば、透水性の違いによって天水を集めるような場合でも問題はないなど、有益な情報が入ってくると思います。そういう意味でも、このモニタリングに非常に期待したい。また、別の観点からは、結果的にその実証事業がこの場所だから旨くいったという話にならないように、科学的な視点から、結果を見ていく必要があると思っています。

○甲斐座長：ありがとうございます。そういう意味では、実証事業の目的が今後この除去土壌の処分を水平展開していくということが目的ですので、そこが特殊な状況を反映しているということでは望ましくないだろうということもあるので、十分一般性のあるデータをとっていくというための実証事業であるという点には配慮していただきたいというコメントかと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。地下水の点が随分出てまいりましたが、そのほかの論点のほうはいかがでしょうか。

どうぞ、先生。

○新堀委員：サンプリングとか、そういった頻度については、これは一義的になかなか決まらなないと思いますが、最初の埋め立て作業中については比較的多くサンプリングを行い、埋立後は頻度の間隔を長くするというのでいいと私は思っています。ただ、1点気になったのは、9ページ目にある参考の追加被ばくのところで、埋立中において、周辺住民の追加被ばく線量が書いてありますが、この計算の過程を見ると、埋め立て作業中に、1mぐらい離れたところにまさにいるようなことを仮定しております。私は埋立中においては、むしろ様々な重機が入りますので、そういうようなところには簡単には立ち入れないような当然管理をされると思っています。逆に埋立後に関しては、先ほどお話あったように自由に往来していいですよという話がある一方で、地上から重機を持ち込んで掘削するようなことというのはあってはならないということが前提としてあると思っています。その意味では、埋立中に何をしてはいけないのかとか、どういう状況になるのか、埋立後にはどういうことになるのかということ、もう少し細かく過程を考えていくと、この一般公衆での周辺住民の成人、子どもの線量というものの意味合いがもう少し旨く伝わるのではないかなと思っています。

○甲斐座長：はい。9ページにある、こういう線量評価というのはかなり保守的な過程、シナリオのもとで計算されているので、実際の埋立中、埋立後の周辺住民や作業者の行動

を含めて、こういう線量の説明ということですよ。その数値の説明という意味では、もう少し現実的なところでは、こういう数値は非常に過大なものであろうという、そういう意味合いかなと思います。恐らくこういう試算というのは、ある程度過大な条件でもって数値的にもこの程度であると。これが正しいか正しくないかという議論ではなくて、こういう試算であっても、線量は十分小さいであろうということで、これをさらに確実に検証するためにモニタリングということを行って行くんだらうと思いますが、この辺り、事務局はいかがでしょうか、今のコメントに関しまして。

○吉田参事官補佐：コメントありがとうございます。ご指摘のとおり、こちらは本当に最も保守的ということで、周辺1mにいた場合ということで試算しておりますので、大分過大な面もございますので、確かに誤解を生まないように、情報を出す際には前提条件を含めてお伝えするすとか、確かに埋立中は近くに近寄るということは想定されませんので、そういう点はもう少し加えた考慮をして推計をし直すということも検討したいと思いますが、その辺りは、ある程度、試算ということで出しておりますので、実際にそういう点で誤解を生むときには、ちゃんと説明していくということで考えております。

○甲斐座長：はい。こういう極めて小さい数値というのは、実質的には測定も不可能ですし、検証も不可能な意味のない数値ではあるんですが、科学的には。しかし、こういう試算することでもって十分小さいということを確認していると。それをさらに実証事業のようなことで、どういうプロセスで被ばくする可能性があるにしても、それはもう十分小さい、もうほとんどゼロに近いということ、逆に言えば実証事業で確認していくということだらうと思っています。

はい、どうぞ。

○新堀委員：すみません、今、先生がまとめていただいたことは本当にそのとおりだと思いますが、私は、埋立中と埋立後で実際にはこの事業においてどういう管理をするのかという点に曖昧さを感じております。埋立中にどのような作業があつて、どういう管理をして、どこまで立ち入りを制限するのかといったものがうまく整理されていれば、そのシナリオはあまりにも保守的であることが明確になり、場合によってはその保守性を見直すこともできることに言及できます。埋立中にどういう制限をするかということがないと、非常に極端なシナリオも入れることとなり、話が混乱することを非常に気になっているということでございます。

○甲斐座長：はい。埋立中につきましては恐らく作業が行われているということで、それ

なりの管理が行われるのだらうと思いますが、埋立後の管理というものについてはどのように考えているかと、ご説明いただけると。

○吉田参事官補佐：ご指摘ありがとうございます。ページの資料の後半のほうでご議論いただくところで記載しておりますが、先ほど大迫委員からもご指摘ありましたように、基準として定める事項と、ガイドラインとして今の管理の観点ですとか、そういうところも詳細を含めたものを今後作成していこうと考えておりますので、実証の過程においては今ご指摘いただきましたので、受け入れ等の作業上の管理の注意点等もしっかりとるようにいたしまして、その後、整理してお示しできるようにさせていただければと思います。

○甲斐座長：よろしいですか、はい。恐らく10ページのところに、その飛散、流出の防止や開口部の閉鎖といった、実証事業の確認事項のところにダストサンプリングだとか空間線量率の測定、測定頻度について記載されております。先ほど説明もございましたが、こういったところについて、もしコメントやご質問等がありましたら、今の関連でございしますが、一つはモニタリングという形で確認していくということですよ。一つの管理の手法でもあるわけですので。よろしいでしょうか、こういったところ、何か。

どうぞ、先生。

○大迫委員：今、確認事項として挙がっているところなど、適切に重要ポイントを挙げていただいていると思います。今、新堀先生のほうからもあった点は大変重要なところのご指摘だと思っておりまして、ただ、私、この議論の前提が、ちょうどこの資料の一番最初の、1ページのスライド1のところに、処分というところで赤い線で囲ってある管理を伴う処分という、今ここの部分に関する議論なので、この右側のほうの管理を伴わない処分に移行していく部分で、どういう管理の制限をしていくのかということ、あるいはどういう情報履歴をどういうふうに残していくのか、誰がそれに責任を持つのかという議論を次控えていて、そこを意識しながらも、この今の実証の技術的な部分を考えていくということになるので、多分、今後の管理を伴わない処分のところの管理の仕方の議論の際に、また、このシナリオの適切さということをぜひご検討いただければなと思いました。

以上です。

○甲斐座長：ありがとうございます。今回の実証事業がページ1にありますように、管理を伴う処分ということで、そこを想定した事業ですので、今後、この処分そのものはどのように管理を少しずつ外していくのかということ、その管理にもいろんな方法があるわけですが、そういう移行に伴う中でいろんなシナリオを考えていかなきゃいけない、その実

情に合ったシナリオで評価をしていく必要があるだろうという、そういうコメントかと思
います。

そういう中で、先ほど出てきました、測定以外に囲いという問題がございましたが、こ
の辺りいかがでしょうか。資料の11ページでしょうか。周囲の囲い及び表示ということで、
ここの中で適切に覆土が維持できるのあれば立ち入りを制限しなくてもよいのではないか
という、そういうことで制限までは要らない。囲いという形でのきちんと認識できるよ
うな状況で示しておくということで、立入制限ということまでは必要がないのではないかと
いう、そういうご提案ではあるわけですが、この辺りいかがでしょうか。当然モニタリン
グは続いているということではあるわけですが。

はい、どうぞ。

○武石委員：的がずれちゃうかもしれないんですが、まずはその管理を伴う処分というこ
とで今現在、実証事業を行うと。3カ月あるいは1年ぐらいをモニタリングして、その結
果、全く異常がない。その後、どのぐらいモニタリングをするのかというのも関係してく
るんですが、それで全く浸透水も何も異常がないと。そうすると、そろそろ管理を外すと
いう段階に移るとか、そういうふうにモニタリング結果とかデータに基づいて外すのか、
それとも、ある程度放射能濃度とその最初の設計で何年と決めるのか、それも実証事業の
結果を見ながらとか、ほかの文献あるいはそういう情報を見ながら考える話だと思うん
です。物理学的半減期というのもありますから、最初に入れた量でも決まると思うんですが、
それで事業場への立ち入り制限を解除するかどうかが、だんだん決まってくると思います。
安全性が十分確認できたから管理を外すとか、いろんな考え方があるんです。それを評価
でやるのか、それともある程度実証事業の中に入れてくるのかよくわからないんですが、
そういう感じじゃないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○甲斐座長：いかがでしょうか。これは実証事業の中での提案ではあるわけですが、安全
確保の要素ということであるわけですが、いかがでしょうか、この辺り。

○吉田参事官補佐：ご指摘いただきました、管理をどう今後行っていくかというところで
ございますが、そこは一旦、現在、管理をどういうふうな形で行うか。定期的にモニタリ
ングを行って、定期的に現地の維持管理状況を確認するという状況についてご議論いただ
いております、管理をその後どうなくすというところは、ある意味、処分場の廃止とか、
その後の管理をどの程度緩く続けるか、全くなくすかというところは、まだご議論いただ
ける状況ではないかなと思っております、まずは今回、実証で被ばく線量を上部に立ち

入ったときの測定をしまして、管理をした状況でまずこういうモニタリング等が必要だと。それを踏まえて、安全状況がある程度確認できれば、その後、もう非常に被ばく線量が下がってきた状況を今後評価していただくということで、管理の仕方も考えるというふうに考えております。

○甲斐座長：恐らくその管理の方法、今後のことを決めるのも実証事業での一つの経験、データだと思います。そういう意味では、今後、実証事業の中で、後でまたご説明があるかと思いますが、コミュニケーションの問題、つまり恐らく管理をどのように外していくかというのは単なる技術的な問題だけでは解決はできない、やはり社会的なコンセンサス、コミュニケーションという面は非常に大きな問題だと思いますので、そこは実証事業の中でまた一要因として検討していくことになっていきますので、後でまたご説明があるかと思えます。そういう意味では、この管理の今後、この実証事業の後にどのように管理形態をしていくのかというのも一つのこの実証事業の中での検討事項と捉えることでいいのかなと思いますが、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

どうぞ、先生。

○新堀委員：ここの11ページ目の記載はややわかりづらくなっていると思います。囲い杭その他を設ける、実施者を表示する等は、管理するという以上は当然かなと。しばらく、ある一定期間のモニタリングを経て適切に覆土が維持されているという状況であるということが確認できれば、その立ち入りを何かの罰則を設けて制限する云々という話はしなくてもいい。これらのプロセスは、時間の経過を考慮する必要があり、適切に覆土が維持されている状況であれば直ちに立ち入りが可能とすると、逆に何のために上で囲いを作っているのかという話になってしまいます。つまりここでの過程には実は少し時間差があると思います。そこら辺の記載も考慮する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○甲斐座長：はい。この表現の中に適切に覆土が維持される状況であればということですので、こういったことを確認していく作業は当然、実証事業の中で行われていて、それをもって立入制限をする必要性はないだろうということも判断していく。そういうプロセスで、時間の流れがあるだろうというご指摘です。その辺はいかがでしょうか、確認ということ。

○吉田参事官補佐：前提のところでも適切に維持管理できるという状況を、確かにご指摘のとおり、どう確認するのかというところもありますので、まずは実証事業でその管理、維持管理について確認した後、制度設計において、その確認、維持管理をどう担保するか

という制度設計もあわせてご議論いただければと思っております。

○甲斐座長：はい。では、こういったところも、もう実証事業の中できちんと議論をして判断していくということかなと思います。

そのほか、いかがでしょうか。14ページまでのところでございますが。今、地下水のこと、モニタリングのこと、囲い、立入制限、管理の方法、そういった点が論点として出てまいりましたが、その他何か気になること、ご指摘したいことがございましたら。よろしいでしょうか。はい。

それでは、この実証事業の概要については、今ご指摘いただいたコメントを反映する形で進めていくということだと思います。

それでは、引き続き、資料2の残りの部分についてご説明をお願いいたします。

○吉田参事官補佐：続きまして、同じく資料2の14ページ、項目5、除去土壌の埋立処分方法の検討に関するコミュニケーションから説明させていただきます。

前回、第1回の検討チームにおいてご意見いただきました、現在保管を実施している自治体においてもさまざまな意見がある可能性があるため、自治体の意見を伺ったほうがよいというご指摘と、また、実証事業に関しまして、理解醸成する一つの場となることが考えられるため、積極的に情報を発信していくことが重要というご意見をいただいております。この点を踏まえまして、今後の取組について記載させていただいております。

まず、一つ目に関しましては、自治体の意向把握でございますが、まず、除去土壌を保管している自治体にアンケートを発出いたしまして、意見を伺うということを考えております。意見を伺う内容に関しましては、ポツに記載しておりますが、保管の状況に関すること、また、今、検討チームでご議論いただいている内容に関して、さらに住民等の理解醸成に資するためにどのような情報をとったらよいかということも確認する予定です。また、除去土壌の処分に関しまして、実施場所の確保等、今現在、自治体が考えられている内容についてヒアリング、アンケートを行うということを考えております。

(2)におきましては、実証事業の場所が選定されましたら、その自治体において実際に実証事業を行ったときの状況をヒアリングするという場を設けたいということで考えております。

2に記載させていただきました、実証事業に関するコミュニケーションでございますが、地域住民に関する情報発信に関しましては、ホームページによる情報発信ですとか、また、実証事業を行った場所における現地説明会等で理解の醸成に努めたいと考えております。

また、コールセンターの問い合わせ対応ですとか、また、自治体のホームページですとか、広報誌等、ご協力いただくことになりました自治体と協力いたしまして、理解醸成に努めたいということで考えております。

次の15ページ目を見ていただきたいんですが、そちらに6. 今後の予定ということでスケジュール感について記載させていただいております。まず、本日も議論いただきましたら、その後、自治体に対してアンケート調査を発出いたしまして、来年の春ごろには自治体との調整を終え、事業着手したいと考えております。

また、夏ごろには、その事業、埋立事業を、輸送して埋め立てて測定をするという作業自体は夏ごろまでには終えたいと考えておりまして、その後、モニタリングを実施するという工程に入ると考えております。埋立中もモニタリングはいたしますので、埋立中のモニタリングというのは来年春から夏にかけて、埋立後のモニタリングに関しましては夏以降行いたいというようなスケジュールで考えております。

また、実際にその埋め立てが終わった段階で、もう一度こちらの検討チームにおきましてご議論いただきたいと思っております。一つ目の項目に関しましては、実証事業の進捗状況について、また、二つ目に関しましては、今から発出する予定のアンケートの調査結果を取りまとめて、その結果についてご提示したいと考えております。

また、実証事業に協力いただきました自治体のヒアリングを第3回でできればということで考えております。

さらに、平成30年秋ごろですが、そのような1回検討を経まして、検討チームにおける実証事業の内容の取りまとめですとか、埋立処分方法について、来年秋以降、ご議論をまた進めていただきたいと思っております。その結果が検討チームで取りまとまりましたら、それを受けまして環境省のほうで除去土壌の処分に関する施行規則（環境省令）を作成ですとか、また、詳細の規則になかなかならないようなところについてはガイドラインをお示しして、市町村にお示しするというように考えております。

以上、5のコミュニケーションと6の今後の予定について説明になります。

○甲斐座長：ありがとうございます。処分に伴うコミュニケーション、特に自治体等とのコミュニケーションについてご説明いただきました。これにつきましては、今後、自治体を対象にしたアンケートを実施していくということで、さらには実証事業の中で地域住民を対象にしたコミュニケーションをさまざまな形態でやっていくという内容かと思っております。それから、今後のスケジュールということでご説明いただきました。では、この内容につ

きまして、コメントやご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○武石委員：地元の理解というか周辺住民の理解が一番のポイントだと思います。コミュニケーションは非常に大事だと思います。それでコメントというか気づいたところなんです、15ページのスケジュールを見ると、かなりタイトなので、先ほどの14ページのリスクコミュニケーションのタイミングですね、それを逃さないように適切にスケジュール感を持ってやってもらいたいなと思います。かなり時間が無い中でその理解を得なきゃいけないということのようですので。それで、特に県外の場合は、福島と違まして、その関心とか放射線に対する知識とかが薄れてきています。私も何回か福島関係で経験してるんですが、県内の方はもう自然放射線があるというのは当たり前で、そのBqとかSvといても話が通じるんですけど、県外の方はもう6年半もたってしまったし、それほど関心が高くないので、もう最初から自然放射線というのがあると、あるいはそのゼロに何かプラスされるのではなくて、ほとんど変わりませんというようなことがちゃんと説明できるようにするといいいかなと思います。そういう意味では、実証事業地が決まりましたら、作業が始まる前のバックグラウンドを測っていただいて、その実証事業後にほとんど変わりませんと。あるいはその近く、距離が離れるともう全然、前と全く変わりませんというような安心のようなデータもとっておかれるといいいかなと思います。

以上です。

○甲斐座長：ありがとうございます。コミュニケーションは非常に大事だということで、今後のタイムラインですか、そのスケジュールというものを少し、きちんと配慮していかなくちゃいけないということでございます。その辺り、もしコメントがございましたら、事務局のほうで補足がございませうでしょうか、このスケジュールにつきまして。

○吉田参事官補佐：ありがとうございます。まず、実証事業を始めるに当たっても、地域住民の理解というのは非常に重要だと思っておりますので、そこは今後、実際にご協力いただける自治体とスケジュールを組みまして進めていくことで考えております。

また、地元への理解醸成というところは、前回もコメントいただいておりますので、また、いろんな、さまざまな広報と協力して情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○甲斐座長：ありがとうございます。恐らくこういう事業は、やはり国と自治体がしっかり協働してやっていかなければ成功しないことだと私は思いますので、そこをどのように一緒になって取り組んでいくのかということが、こういう調査の中でしっかりやり方を考

えていかなきゃいけないということかなと思います。

先生方、いかがでしょうか。どうぞ。

○飯本委員：飯本です。

14ページの今後の取組の中の1ポツの(2)番のところが、実証事業実施自治体からのヒアリングとあります。実際に実証事業をされる自治体からのヒアリングの優先度が高いのはそのとおりだと思いますが、それ以外の自治体もぜひヒアリングとアンケートと組み合わせ、上手に聞き取りをしていただきたいと思います。その理由は、先ほどからずっと出てきていましたモニタリングの項目であるとか、あるいは頻度、それから管理の方法の最適化の話がこの後、議論されるわけですが、どういうふうにそれを最適化していくかに当たっては、実証事業のみならず、今までの類似の経験データも、これと違ったところでとられている類似の経験と、あとそれから、当然ながら実際にこれをされる自治体の希望もあると思いますので、その3点を整理しながら、この後、最適化を考えていくということになると思いますので、できるだけ多くの自治体の状況、要望あるいはお考えをヒアリングすることが並行して大事だと思います。

○甲斐座長：ありがとうございます。実証事業を行う自治体以外の自治体もしっかりヒアリング等を行っていく必要があるという、そのためのモニタリングのあり方ですね、適切なモニタリングのあり方を検討していく必要があるだろうというコメントかと思います。その辺り、どのように実証事業以外の自治体に対する協力を求めるかということですが。

○吉田参事官補佐：ありがとうございます。もちろん実証事業を行う自治体以外からの意見も重要だと考えております。ただ、この場という限られた場ですと、なかなか対応が難しい部分もありますので、そこはまたアンケート結果を見つつ、事務局で対応を考えさせていただければと思います。

○甲斐座長：はい。まず、では今後検討していただくということで。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○大迫委員：ありがとうございます。今回の事業を実際にやっていくとなると、この資料の最初のほうにも書いてありましたが、その自治体等が管理できる、その処分ということになります。自治体が主体になっていくということになりますので、やはり自治体も、今ここで言うのは基礎自治体の市町村だと思いますが、それを技術支援する県の方々もおられます。実際に、例えば処分地をつくりますとなったときに、住民説明会をやります。そのときに、いや、我々は全然説明できないから環境省さん説明しに来てくださいよという

ような状況というのは、もちろん自治体の状況によってはあり得ると思うんですが、できるだけその自治体が今後責任持って管理運営していくのであれば、自治体の人たちが自ら、責任として説明をできるような形になることが本来は望ましいことだと思いますし、それを県のほうでまた支援するというような形も望ましいと思います。環境省だけがこういう少数のリソースでやるというのはとても大変だと思うので、説明するための材料づくりはもちろん国が支援していくべきだと思いますが、そういうようなことを想定したときに、ぜひ、例えばこの実証事業の勉強をしてきていただくのを、自治体の職員も来ていただいて間近で見ていただくということで、自治体の人たちの有識感を高めて、自信持ってその後対応していただくということも重要かと思います。人事異動で対応が大変だったその当時の方々ももしかしたらかなり離れている方もおられるので、そういったことへの配慮も、ぜひこのコミュニケーションの中に織り込んでいただくということが重要ではないかと思います。

○甲斐座長：ありがとうございます。実証事業は環境省が行うわけですが、いずれは自治体がこの除去土壌の処分を管理していかなきゃいけないということにはなるということで、そういう意味では自治体と国と県、その三者がしっかり連携をして役割分担をし、行っていく、主体は自治体になっていくんであろうと。そのための自治体の方々がしっかりこういう事業にも絡んでいただきたい、関係していただきたいと、そういうご意見かと思います。

どうぞ、先生。

○新堀委員：幾つか段階があると思いますが、私は、まず大事なことというのは、この実証事業を実施する自治体と環境省さんとの実際のやりとり、例えばモニタリングのタイミングはどうするかかなど、詳細のやり取りがいろいろ出てくると思います。そのときになされたコミュニケーションを公開できれば、今後の事業に有用な情報になると私は思っています。ヒアリングを行うのではなく、コミュニケーションがどういう形で行われてきたのかということを示すことが重要だと思います。今後この事業を進めていこうと考えていただける自治体さんが環境省さんとの関わりにおいて、そこら辺までこういう形でケアしていただけたということがわかると、随分違うと思います。そういうようなことをお示しすることによって自治体さん間のコミュニケーションもはかれると思います。余計なことを言ったかもしれませんが、私はそういうふうな感覚を持っております。

○甲斐座長：はい。自治体さんからのヒアリングだけではなくて、相互のコミュニケーシ

ョンをしっかりやって、それを生かしていくという、そのコミュニケーションの内容を生かしていくという、そういうことかと思えます。そういうのは非常に大事なことだと思います。そういう意味では、先ほどのコメントと関係しますが、やっぱり自治体さんもきちんとこの事業に今後の処分のあり方にしっかり関係していくし、それをきちんと、また、もちろん国が支援していかなきゃいけないと。そのためにも、やはり相互のコミュニケーションは不可欠であるということかと思えますので、はい、どうもありがとうございます。

どうぞ、いかがでしょうか、この辺、コミュニケーションについては。

○神田委員：今後の取組、どれも大変適切だと思うんですが、相手のあることですので、これがうまく機能してやることによって、相手の方に理解していただき、信頼を勝ち得るということを考えますと、ご質問される方とか心配されてる方、いろんな方々いらっしゃいますので、必ずしもその実証事業に直結していないようなことも聞いてくる可能性もあると思えますので、少し対応する側は幅広く、広目に考えて対応できる体制をとっていただくほうが信頼につながるんじゃないかなと思えます。

それから、コールセンターによる問い合わせの対応ですが、こういうものが、どういう問い合わせがあって、どういうふうに回答していったかというものがアーカイブ化されて蓄積していったら、FAQに関してはこういう対応というものができると、それは地方自治体の方々にとっても今後の参考になるかなと思えますので、実証期間中に行われたコミュニケーションも何らかの形で残していただくようにお考えいただけると幸いです。

○甲斐座長：ありがとうございます。その点について、いかがでしょうか。

○吉田参事官補佐：ありがとうございます。実証事業を通じたものとそれ以外でも、そういうコミュニケーションに関する情報、蓄積が重要というご指摘をいただきましたので、今後、また実証事業を始めていったら、何かしらヒアリング等の機会を取りまとめる機会には、そういう点も踏まえて取りまとめを行っていきたいと思えます。

○甲斐座長：なかなか今までの経験から言うと、国はやっぱりヒアリングは得意ですが、コミュニケーションは苦手だと私は思っていますので、恐らく多くの専門の先生方は思われてらっしゃるので、これはやっぱりもちろん国も中心になるし、専門家の先生方もやっぱり支援をしていかなきゃいけないし、我々も含めてしっかり、いろんな観点からコミュニケーションしていかなきゃいけないと。そうではないと、こういう事項を収集していくということはなかなか難しいのかなと思えますので、このコミュニケーション、本当に重要

なキーワードかと思います。

そのほか何か、違う論点でも、今の件で結構ですが、ありましたら何か、このコミュニケーションの部分ですけど、今後のスケジュールのところも含めてですが。

スケジュールのところは、30年夏、来年の夏ごろには実証事業の工事を完了して、モニタリング等が始まりますので、自治体さんからのアンケート調査をまとめて、ヒアリングを行ったり、コミュニケーションをしていくと。コミュニケーションを第3回のこの検討チーム会合の中で行っていききたいという予定で書かれております。この辺りは何か、もっとこういうような内容が、追加があれば、こういった計画でよろしいでしょうか。

どうぞ。

○新堀委員：追加はないのですが、このヒアリングという言葉自体を何か見直したほうがいいと思います。真意が伝わらないと思いますので、ご検討いただければと思います。

○甲斐座長：せっかく今日の論点からいくと、先ほど、実証事業、自治体とのコミュニケーションという言葉に直すぐらいにいたしましょうか。いかがでしょうか。せっかく、どうしてもヒアリングは一方通行な印象がありますので、国からヒアリングというと我々も何かこう、そういう印象を誰もが持たれるので、ここはコミュニケーションという、こういうのを進める、目的が進めることですからね、実証事業を成功し、除去土壌の処分を進めていくための両方にとって必要なことではあるので。はい、コミュニケーションという言葉に直していくということはいかがでしょう。

○吉田参事官補佐：はい、表現については改めたいと思います。

○甲斐座長：ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか、スケジュール含めて。

そうしましたら、全体を通して、今日の実証事業、先ほどの話を含め、全体を通してご意見、何か抜けている点、質問したかった点等がございましたら、または不明な点がございましたらここでと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今後、実証事業というプロセスを経て、除去土壌の処分を進めていくということで、大変大きな意味合いを持ったプロセスかと思います。今後、福島県外のこういう除去土壌も随時、きちんと処理し、また復旧していくということが大切かと思いますので、こういうきちんとしたプロセスを通して、地域の住民の方の理解も得ながら進めていくということになるかと思っています。

それでは、先生方、もしご意見が何もなければ、次の議題、今日の議題1をこれで終わ

りますので、議題2に進みたいと思います。

議題2は、議事次第によりますと、その他とありますが、事務局のほうでございましたらよろしくをお願いします。

○吉田参事官補佐：ありがとうございます。その他に関しましては、今年の12月27日に本検討チームの親会議であります、環境回復検討会を開催する予定であります。こちらに関しまして、第1回の検討チームの内容と第2回の検討チームの内容を事務局において取りまとめて報告させていただくことを考えております。この点に関しまして、事前に、甲斐座長のほうにご確認いただいた上で資料を提出したいと思っておりますので、その点につきまして何かコメント等、当日、こちらの検討チームの委員の方も数名出席ということになっておりますが、その際に伝えておきたい点ですとかありましたら、この場でご意見いただければと思います。よろしくお願いたします。

○甲斐座長：来週、環境回復検討会で報告すると、この検討チームの2回の会合内容を報告することになっておりますが、何かそれにつきましてご質問、ご意見など、こういった点に配慮してほしい等ございましたら、今この席でということですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、検討会で報告する内容につきましては、私のほうに一任させていただきます。事務局と相談の上、報告をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、本日の議題は以上でございますが、他になれば、事務局に進行を移らせていただきます。よろしくをお願いします。

○奥山除染業務室長：どうもありがとうございます。本日は大変貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。今日いただいたご意見を最大限反映させた形で、具体的な実証事業を今後進めさせていただきたいと考えております。

本日の議事録につきましては、各委員の皆様方にご確認をいただいた上で、ホームページ上で公表させていただくことを考えております。

また、先ほどご検討いただきました、今後の予定に沿いまして、次回は来年の夏ごろを予定いたしておりますが、具体的な日程につきましては、また改めてご連絡をいたします。

本日は、委員の皆様方には長時間にわたりご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

午後2時12分 閉会